

## 生物多様性条約について

[名称] 生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity)

[経緯] 1992・5 採択 / 1992・6 国連環境開発会議 (UNCED) で署名

1993・5 日本が条約を締結

1993・12 条約発効

[締約国数] : 181ヶ国 (2001年8月現在) [米は未締約]

生物多様性条約は、ラムサール条約、ワシントン条約などの特定の地域・種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、保全のための包括的な枠組みとして提案された。

条約採択までの交渉で、遺伝資源から得られる利益の配分について途上国が主張し、結果として、各国は自国の天然資源に主権的権利を有することが認められ、遺伝資源から生ずる利益配分に関する第3の目的が組み込まれた。このような成立経緯から、遺伝資源利用先進国である米国は、自国のバイオテクノロジー産業に影響を及ぼすものとして条約を締結していない。

### - 条約の概要 -

#### (1) 条約の3つの目的

- ・ 生物の多様性の保全
- ・ 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

#### (2) 保全と持続可能な利用のための一般的措置

- ・ 生物多様性国家戦略の策定
- ・ 重要な地域・種の特定とモニタリング

#### (3) 保全のための措置

- ・ 生息域内保全：保護地域の指定・管理、生息地の回復等
- ・ 生息域外保全：飼育栽培下での保存、繁殖、野生への復帰等
- ・ 環境影響評価の実施

#### (4) 持続可能な利用のための措置

- ・ 持続可能な利用の政策への組み込み
- ・ 利用に関する伝統的・文化的慣行の保護・奨励

#### (5) 技術移転、遺伝資源利用による利益の配分

- ・ 遺伝資源保有国に主権を認める
- ・ 資源利用による利益を資源提供国と資源利用国が公正かつ衡平に配分
- ・ 途上国への技術移転を公正で最も有利な条件で実施

#### (6) 共通措置

- ・ 奨励措置
- ・ 研究と訓練
- ・ 公衆のための教育と啓発
- ・ 情報交換
- ・ 技術上及び科学上の協力

#### (7) バイオテクノロジーの安全性

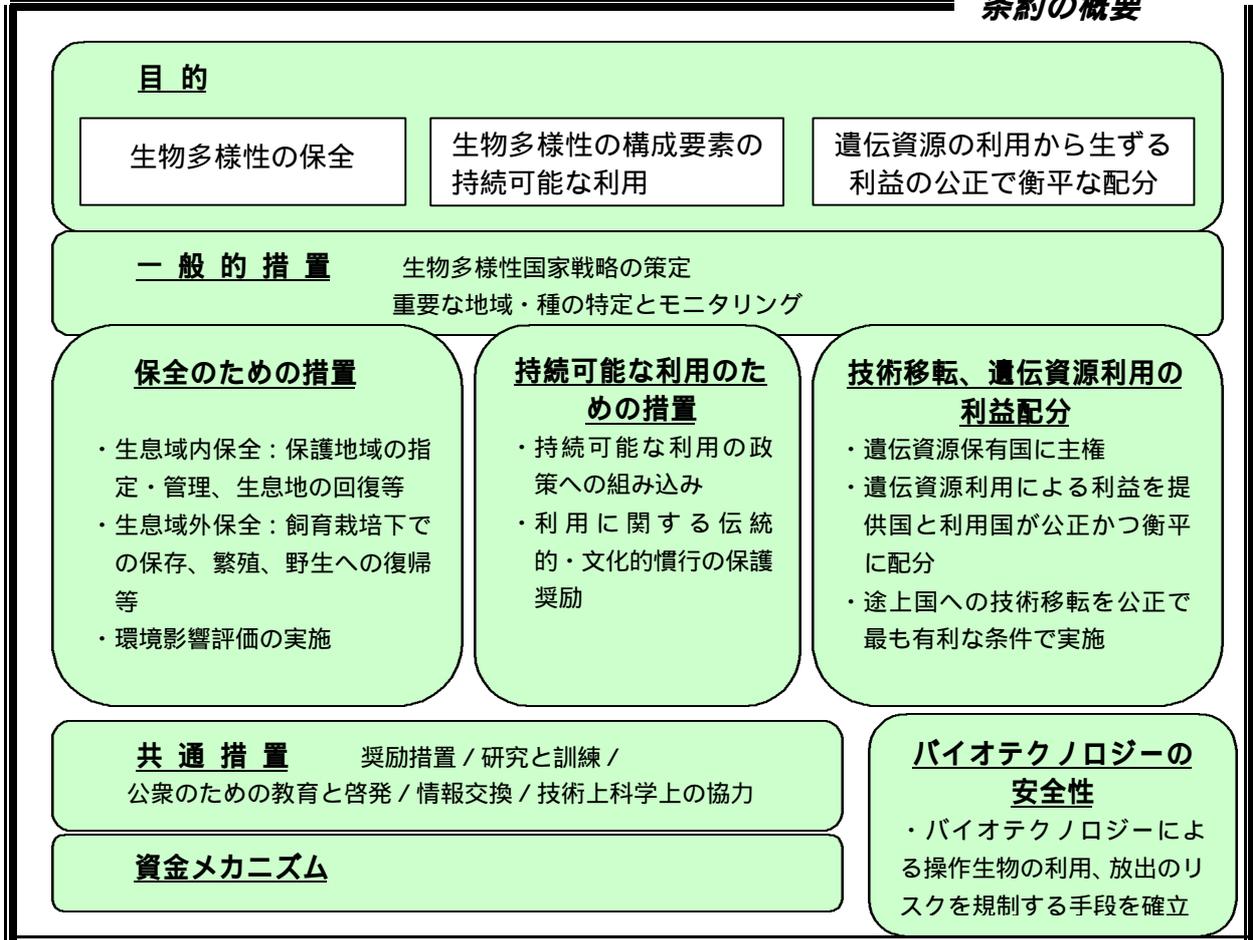
- ・ バイオテクノロジーによる操作生物の利用、放出のリスクを規制する手段を確立

## 生物多様性条約の概要と検討テーマ

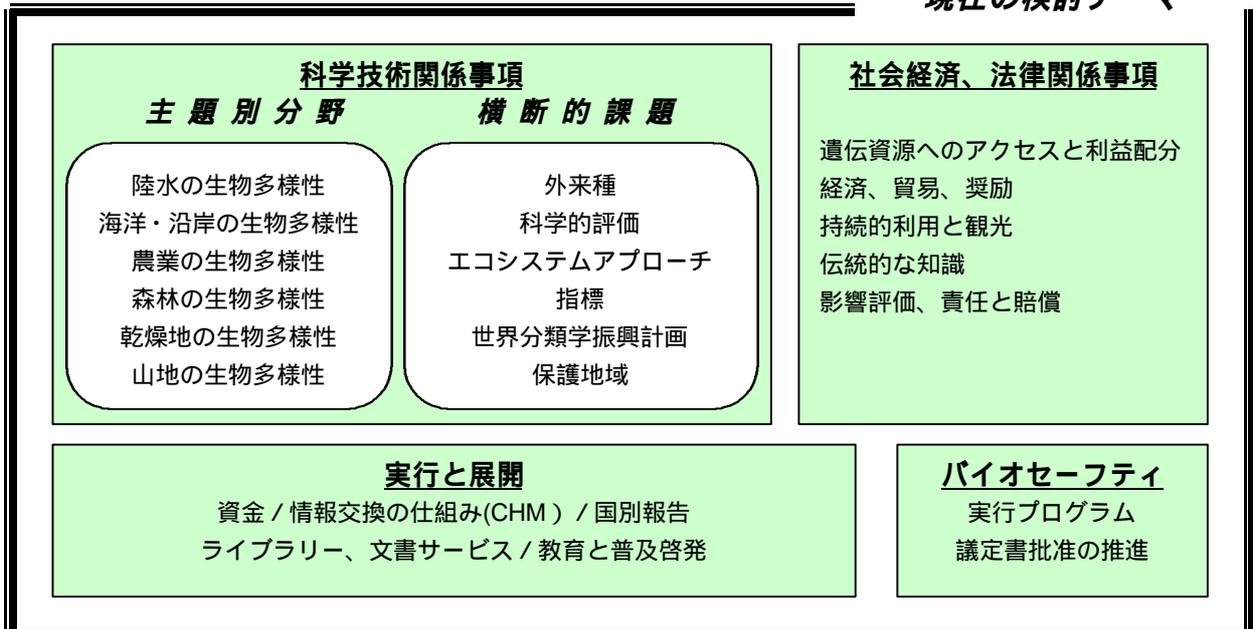
### 生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity)

1992・5 採択 / 1992・6 国連環境開発会議 (UNCED) で署名  
 1993・5 日本が条約を締結 / 1993・12 条約発効 /  
 <締約国数> : 181ヶ国 (2001年8月現在) [米は未締約]

### 条約の概要



### 現在の検討テーマ



## 生物多様性国家戦略の概要

### 1 根拠・策定主体

[根拠] 生物多様性条約第6条

[策定主体] 地球環境保全に関する閣僚会議（平成7年10月31日決定）

### 2 意義・内容

[意義] 生物多様性という観点から長期的な目標を明らかにし、我が国の施策を体系化したもの。各省庁の関連施策の推進と相互の連携を促すとともに、生物多様性への国民の関心と理解を深め、地方公共団体、民間団体等国以外の主体の取組を促進するもの。

[内容]

第1部：「生物多様性の現状」として日本と世界の生物多様性の現状を記述

第2部：「生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針」

基本認識として、

- 生物多様性は人類の存在基盤であり、多様な価値を内包
- 近年、人間活動による著しい減少が懸念
- 多様性の保全と持続可能な利用は、将来世代の可能性を守るために重要な長期的な目標としては大きく次の3点
- 様々なレベルでの多様な生態系と生物種の保全と持続可能な利用
- 生物の安定的な維持を図るため、大面積の保護地域の適切な管理と保護地域間の連携の確保
- 動植物に絶滅のおそれを生じさせないこと

第3部：「施策の展開」として自然環境の保全や生物資源の利用に関する関係各省の現行施策を整理し記述

第4部：「戦略の効果的実施」として、各主体や各種計画との連携、戦略の進捗状況の毎年の点検、5年後程度の見直しを記述

### 3 策定経緯

1994年12月：生物多様性条約第1回締約国会議で次回締約国会議（95年11月）までに国家戦略を策定するよう努力する旨公表

1995年6月～：環境庁素案作成、条約関係省庁連絡会議構成省庁で協議

8月：政府原案公表、国民意見聴取（230団体・個人が意見提出）

～9月：説明会開催（120名参加）、修正方針説明会開催（110名参加、政府側40名出席）

10月：連絡会議で修正案を了承し、地球環境保全関係閣僚会議で決定

11月：生物多様性条約第2回締約国会議において、国家戦略の策定を報告

## 生物多様性国家戦略の構成

<b>第1部</b>	<b>生物多様性の現状</b> 日本と世界の生物多様性の現状認識
------------	----------------------------------

<b>第2部</b>	<b>生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針</b>
------------	---------------------------------

基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の価値を認識（人類の生存基盤である自然生態系の健全な保持の基本的要素 / 遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション上の価値）</li> <li>・ 生物多様性の保全 / 持続可能な利用は将来世代の可能性を守るために重要</li> </ul>
長期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なレベルで多様な生態系と生物種の保全と持続可能な利用</li> <li>・ 生物の安定的な維持を図るため、大面積の保護地域の適切な管理と保護地域間の連携の確保</li> <li>・ 動植物に絶滅のおそれを生じさせない</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保全と利用の考慮事項</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性に応じた保全</li> <li>・ 科学的知見・情報の充実</li> <li>・ 自然の再生産能力の把握</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施策検討の考慮事項</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的対応</li> <li>・ 伝統的利用の適正評価</li> <li>・ 新技術の活用</li> <li>・ 地域計画の策定</li> <li>・ 総合的計画的な取組</li> <li>・ 各主体の積極的な関与</li> <li>・ 国際的な視点</li> </ul>

<b>第3部</b>	<b>施策の展開</b> （自然環境の保全 / 生物資源の利用に関連する現行施策を整理）
------------	--

第1章	生息域内保全   ： 保護地域の設置・管理 / 野生動植物の保護管理 / 移入種対策 / 二次的自然環境の保全 / 都市地域における保全 / 遺伝子操作生物の安全性確保
第2章	生息域外保全
第3章	生物多様性の構成要素の持続可能な利用   ： 林業 / 農業 / 漁業 / 野外レク・観光 / バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用
第4章	生物多様性の構成要素等の特定及び監視
第5章	共通の基盤的施策の推進   ： 奨励措置 / 調査研究 / 教育・普及啓発 / 影響評価
第6章	国際協力の推進

<b>第4部</b>	<b>戦略の効果的実施</b>
------------	-----------------

実施体制と各主体との連携 各種計画との連携	戦略の進捗状況の点検 / 見直し ・ 実施状況の毎年の点検、公表 ・ 5年程度を目途に見直し
--------------------------	--

## 1．戦略の前提条件

地球サミットでは「地球温暖化」、「生物多様性」、「サステイナブルユース」が重要課題の3本柱だった。

条約採択以降の生物多様性に関する認識の広がりを受け、原生自然や希少種など「限定的な自然」だけでなく、身近な領域も含め「国土全体」に対象を拡大し、広い視野に立って国家戦略を見直すべき。

環境基本法では公害行政と自然保護行政の統合を図るために環境負荷の低減の観点から、環境基本計画では「循環」「共生」という概念を導入。「里地」「山地」という考え方は概念的に、人と生き物双方が多い場所と、自然の方が勝っている場所それぞれに施策を考へることが必要との認識のもとに記述した経緯がある。

現行国家戦略は、環境基本計画と思想的に共通の要素があったが、実効性や制度的担保の面で不十分だった。

日本生態学会自然保護専門委員会では、現行国家戦略に対して、生物多様性減少にかかる危機感の欠如、長期目標を実現するための具体的手段の不足、国際的な生物多様性保全・研究への積極貢献の重要性などを指摘。新戦略では「我々がどのような生物多様性を有しているか、生物多様性がどのように変化しているか、生物多様性が人の生存にどのように役立っているか、どうすれば生物多様性が維持できるかを具体的に整理することが必要。」

生物多様性条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅への危機感が動機となり、生物全般に関する包括的な枠組みを設けるため作成。途上国の主張を背景として遺伝子資源から得られる利益の配分についても規定。

条約の規定に基づき、現行の国家戦略を策定。生物多様性の観点から政府の関連施策を拾い出し体系化。生物地理区分ごとの保全、保護地域間の連携、動植物の絶滅回避がポイント。

国際社会からの流れを受けて国内施策が進展、風景や生態系保護に加えて絶滅、生物多様性の視点を導入、各省が環境、自然を急速に内部化、自治体に先駆的な動きがあり、国民意識が格段に向上、NGOの影響が増大、社会全体が成長型から安定、成熟型へと転換、という流れがこの10年の特徴。

「自然との共生が可能な社会の実現」が重要な政策課題になってきている。

国土及び社会全体にわたる保全・再生のトータルプラン、今後5年から10年の骨太な方針を示すことが改定戦略の役割。

## 2．生物多様性の現状

生物多様性の主な減少要因は「生息地の消失、分断・孤立化」、「乱獲・過剰利用」、「生

物学的侵入 (外来種の侵入)」、環境悪化」。

メダカやキキョウなど生活域周辺の二次的自然にごく普通にみられた身近な生物や水辺の移行帯の生物が危機的な状態。伝統的な農林業形態の衰退も要因。日本に生育する水草の3分の1が絶滅危惧種。

農業の近代化、機械化に伴い、土手や水路の構造などが生物の住みにくい環境になっている。農林業と生物多様性は大きく関連する。

ムラサキイガイのように低密度に生息していた種が爆発的に増える例がある一方、ホトギスガイのように普通に見られた種が激減する例があるなど、野生生物に大きな変化が生じている。

日光のシカは90～91年以降に急増し、ほぼ全域に分布を拡大した。その結果、農林業被害に加え湿原植物や高山植物などを含め、植生が大きく変わったり、森林性のネズミ類やチョウ類が減少したりという影響が顕著になっている。

日光のサルは人の生活する低標高地域へと分布を年々拡大しつつあり、同所的な共存は困難であり、棲み分け以外に共生の方法がない。

猛禽類は世界で約300種、日本で27種いるが、人間との深い歴史的関わりを持つとともに、生物多様性の指標種として注目されている。イヌワシの分布域は本州山岳部が中心で、クマタカは全国の山地森林域に生息。両種とも近年繁殖成功率が著しく低下しており、要因としては開発行為や環境汚染物質等が考えられる。

オオタカは山地から平地にかけての森林や農耕地に生息。栃木県では以前に比べクロツグミなどの夏鳥は減っているが、それらを餌とするオオタカは比較的高密度で安定しているのは、カラスやムクドリに餌を替えて繁殖状況の安定を図る個体がいるからと考えられる。猛禽類は生態系の食物連鎖の上位に位置する指標種であるが、猛禽類さえ守れば全てが守られるという単純な図式とならない場合がある。

オオタカは保護区外の丘陵地や平地に多く生息するため、開発との調整が問題となる事例が多数発生。

猛禽類保護の問題点としては、目に触れる機会が少なく保護すべきという実感に乏しい、行動範囲が広く生態解明が困難、調査研究や保護の核となる機関がないなどが挙げられる。

国土における国立公園の配置は山岳部に非常に偏っている。これまで河川の氾濫原や湿地帯などは営々と開発が進められ、陸水生態系は大きく改変された。そうした地域は風景としての価値があまり評価されなかったが生物にとっては非常に重要な場所であり、近年、山岳部に偏っていた国民の価値観も、陸水系、湿地系への評価も高まってきた。

里山の二次林は大きくアカマツ林、コナラ林、ミズナラ林などに区分される。植生タイプや場所により、竹林の拡大、笹の繁茂の問題や遷移の状況が異なるなど、大きく性格が異なっている。

昭和50年頃のオイルショック以来、今2回目の国民意識変革が起きているように感じる。豊かな生活の中身が変わってくる。

国民の価値感は今や共生の問題に向いている。市場では買えない身近な自然が豊かさの根源になりつつある。

里山にはRDB種のホットスポットも多い。保護地域ではあまりカバーされておらず、国立公園区域等の拡大だけでは到底里山保全には対応できず、一元的な制度ではなく多様な仕組みを重ねていくことが必要。

浅海域では干潟に限らず保全と開発を巡る様々な問題が出されており、浅海域の環境の保全は非常に重要な課題。

地球温暖化やダイオキシン、環境ホルモンなどの野生生物への影響も重要な問題。

---

地球上の野生生物の種数は3000万とも5000万とも言われ、そのうち、記録されている種は140万種であり 我が国の既知種は約 9万種とされている。

地史的経緯と国土を取り巻く気候、地形等の環境条件により わが国の多様な生物相が成立。国土面積の割に種数が多く、固有種の割合も高く、ロシア東部や中国との高い類縁性があり 東南アジアとの共通種が見られる。

動植物の RDB種総計は約2660種。脊椎動物や維管束植物全体の 2割前後が絶滅のおそれのある状態。

RDB種が数多く確認された地域の全国分布状況を見ると、南西諸島などの島嶼や山岳部の自然地域に分布すると同時に、標高の低い平地から丘陵地にかけての人の生活域に近い、水田や二次林を含む場所に多く分布。

シカ、サル、イノシシなど特定の野生動物の個体数や分布域が近年増加、分布拡大に伴う深刻な農林業被害が社会問題化。日光では、近年、シカの個体数が急激に増加、分布域も拡大し、農林業被害に加え、湿原植物、高山植物への被害も顕著になっており、サルについては山麓部で年々標高の低い地域へ分布を拡大し、農作物被害や観光客の咬傷被害が増加。

最近の森林伐採量は昭和 30年代前半の約 5分の 1、林相の変化、規模の縮小・分断化による野生生物の生息環境の質の低下など、大規模な量的変化から質的变化へ移行。

国土における土地利用転換のマクロ量に関して、現在は 40 年代の高度経済成長期やバブル期と比べて極めて安定的になっているが、中間領域においては地域限定的に開発等の土地利用転換がなされている。

人口増加も鈍化している。都市部への人口集中は続いており、農山村の人口は減少。自然林や二次林は減少しているが、量的改変の程度は鈍化している。

里山では、都市的な土地利用への転換量は鈍化しつつあるものの、都市近郊では宅地開発、道路整備、ゴミ処分場などによる里山環境の消失が進行。放置された二次林では、笹の繁茂や竹林の拡大による質の低下、あるいは遷移の進行に伴う二次林特有の生物生息空間の消失が問題化。目の行き届かなくなった里山では産廃等の不法投棄が増加。里山は、分布の位置、自然の質、人為干渉の程度において中間的領域であるが、国土の中でかなりの広がりを持ち、希少種の生息場所、自然とのふれあいの場としての価値も高いなど生物多様性保全上軽視できない重要な地域。場所により自然・社会条件が異なり多様な価値や権利関係が錯綜する多義的な空間であるため、一律の対応では問題が解決できない。

最近の埋立面積は昭和 40年代後半の約 5分の 1と沿岸域の量的な改変の程度は鈍化している。浅海域での埋立量は鈍化したものの残された干潟、藻場の埋立が依然継続。

国立公園は約 200万ha、国定公園は約 130万ha、合わせて国土の約 9%。うち、特別保護地区、特別地域は国土の約 7%。国設鳥獣保護区は約 50万ha、県設鳥獣保護区は約 300万haで合わせて約 9%。うち特別保護地区は国土の 0.7%に過ぎない。

主要な脊梁山脈には国立・国定公園が指定。しかし多くの場合、公園区域は中腹で途切れる。

山岳部を中心に生息する大型哺乳類の分布域は国立公園等で比較的カバーされているが、丘陵地、平地、河川、湿原、干潟等沿岸域の生物生息域はあまりカバーされていない。

国立・国定公園区域に国設又は県設鳥獣保護区がかかる割合は46%。山岳部の公園区域全体に国設鳥獣保護区が重複する場所もあれば全く重複しない場合もある。

最近では沿岸・水系・里山開発や猛禽類保護の問題事例が目立つ。

移入種の生態的攪乱、遺伝的攪乱への問題意識が高まっている。

### 3．生物多様性の理念

生物多様性は国土の豊かさの指標であり、人間生活を豊穡にするもの。

生物多様性は歴史的な価値を持つストックとして、いかに次世代に継承するかを考えることが必要。近代ヨーロッパにおける山岳景観の評価のように風景観は時代とともに変化する。生物多様性を含む風景を今後国民がどう評価するかがポイント。

現在の人と自然との共生だけでなく、次世代の人に自然の恵沢を継承する意味から、現在の人と次世代の人との共生という時間軸の視点が必要。

「人と自然が対峙する関係」から「人は自然の一部」という発想への転換が必要。

「人の時間軸」と「生物の時間軸」の違いを考慮することが必要。

種を絶滅させないことが、生物多様性の保全の中では一番重要なこと。

生物多様性の目標の設定は、定量的なディテールにこだわらずに思想的枠組み設定から入っていくことが重要。

生物多様性の目標としての量的基準の設定は、専門家の立場からも難しく、決定的なものは確立されていないのが現状。

国家戦略の推進状況を明らかにするためには、定性的であっても項目毎にランク付けをして自己評価できる仕組み・目標が必要。

---

生物多様性の保全は条約が示す様々な有用性をもたらすとともに、長期的観点、国土空間スケールからみると効率性、安全性の確保にも通じる。

農林水産業と環境の関係を生物多様性の保全との関連でどのように考えていけばいいか。ストックとしての価値やかけがえのなさを守っていくといった文化的または生活上の価値での生物多様性の保全を考えていく必要がある。

隔てられた自然の「厳正的保護」という考え方に対して、多義的な機能や意味を有する中間領域では、人の生活・生産活動域の中での相対的な価値評価に基づき、人と自然の健全な関係を確保するという考え方に立つべきであり、そのための「調整原理」が必要。

野生生物と人間活動との間に「ある種の平衡状態」を作り出すことが野生生物保護の究極の目標。

## 4 . 基本的方向

### 1 ) 基本的考え方

原生自然や希少種等限定的自然から国土全体に対象を拡大すべき。

絶滅の視点とともに、日本列島の固有な自然を特徴づける種や群落という視点も重要。両方の視点から守るべき対象を明らかにして、公園等の既存の仕組みでは守りきれないものを見出すギャップ分析が必要。

複雑で絶えず変化する生態系の価値を減ずることのないように順応的な管理を行うことが重要。

短期的な利便性を追求するのではなく、健全な生態系を持続させることにより、自然の持つ財やサービス、自然の恵みが持続的に供給されるような状態を目標とした管理が必要。

-----  
新環境基本計画の戦略プログラムでは、生態系管理と利用に関するエコシステムアプローチを施策の基本的方向として「生物生息空間のネットワーク化」「二次的自然環境の保全」「干潟等減少傾向にある自然の回復」「移入種問題への対応」等を記述。

### 2 ) 国土のマクロな捉え方と生物多様性

国土の自然を大きく3つに区分すると、源流部、脊梁山脈などの深山(みやま)、「伝統的な人の営みにより生物多様性が維持されてきた里山」、「都市的・人工的な自然」となる。

河川・湿地や浅海域等の水系域も重要な骨格的要素。

第3次全国総合開発計画で打ち出された流域生活圏の考え方を自然の循環という視点から再評価して、生物多様性保全につなげるべき。

国土レベル、地域レベルの土地利用の計画を生物多様性の保全と矛盾しない形で作ることを考え始めるべき。

### 3 ) 自然タイプ別方針

植生自然度は、自然度9、10といった自然度の高い地域だけを守ればよいという利用の仕方を目的とするものではなく、それぞれの自然度に応じた保全、管理、修復といった対策につながるものとして設定されている。

自然度1から10までそれぞれの意味を見直し、取り扱い方針を検討することにより、国土全体の視点から植生自然度別に保全・修復の方針を示すべき。

深山では人為的な干渉は低く抑えるのが基本。深山のかなりの部分は自然公園でカバーされているが、生物多様性の観点からの制度の見直し、管理の充実が必要。

里山にはその場にふさわしい人為的な干渉のあり方がある。二次林だけでなく、周辺の水田、ため池等がモザイク状に配置された地域全体を捉える視点が必要。里山の問題は生物だけでなく生活や文化ともかかわる総合的な問題であり、地域の視点から総合的に取り組むことが必要。

里山保全のためにはNPO活動支援、税制等の経済的手法、事業配慮の徹底など保護区指定だけではない多様な仕組みが必要。

生息地として重要な農地・林地等の所有者に対する直接支払制度や税制優遇など、経済的手法により生物多様性維持が促進されるようなシステムの検討が必要。

アセス法の評価の考え方と同様に、里山については相対的な価値を比較評価するという考え方が必要。

里山の管理の担い手不足の問題などを考えると運動論的なアプローチや社会学的な調査が必要。

河川そのものの自然化を基調として、周辺の森林、湿地も含めた陸水域生態系の保全・回復を進めることが必要。

干潟・藻場を含む浅海域生態系全体の保全・回復に取り組むべき。

---

里山の二次林はタイプや場所によって大きく状況が異なっている。多様な生物の生息空間として重要な役割を果たしていることなどから、里山をひとくりにせず自然条件・社会的条件から大まかに区分して、地域の特性に応じた方策を検討することが必要。

里山など中間領域での生物多様性の保全のためには、世論としてどう合意点に達するかという社会的合意の形成が重要。

#### 4) 保護地域

保護地域の考え方には、風景の保護、鳥獣の保護、国際的重要性、集水域などの観点があるが、今後は出自の異なる保護地域を統合する枠組みとして生物多様性の観点が必要。

国立公園や鳥獣保護区など既存制度にとらわれずに、生物多様性の観点から国土全体を対象として保全を考えるべき。

国立公園は、生物多様性の観点から制度の見直しや区域の拡充、地域特性に応じたきめ細かな管理の充実・強化が必要。

地域住民、民間団体、企業、自治体など様々なセクターとのパートナーシップを構築することが重要。

国立公園内でのこれまでの開発事業が生物多様性にどれほどのインパクトを与えているか分析が必要。

国立公園内の自然環境モニタリング調査や自然環境教育などを専門とする職員の配置が必要。

国立公園を質の高い自然とのふれあいの場と位置付けて、それにふさわしいサービスの場を提供すべき。生物多様性保全の観点からオーバーユースの対策も重要。

---

国立公園は、動物保護の面など国土における生物多様性の骨格部分の役割をより積極的に担うことを検討するとともに、地域制を再評価する必要がある。

国設鳥獣保護区は、県設鳥獣保護区との役割を明確にし、国際的、全国的に重要な場所及び典型的な生物相を有するエリアについて設定を進める。

## 5) 野生生物

シカ、クマ、猛禽類のように特定の種や個体に着目した取組と、里地・里山のように生態系に着目した取組の両方が重要。保護方策の検討の際には、生物の分類群等により個体や生息地の大きさ、生活の態様が大きく異なることを踏まえるべき。

野生生物、生物多様性について生態系の視点も取り込んだ基本的、総合的な制度を考えるべき。

種の絶滅防止を目的とした種の保存法を拡大し、地域個体群レベルの保護や特別の保護措置を必要としない状況への回復などを含む野生生物保護法が必要。

緊急避難的な絶滅危惧種対策から、普通の種が絶滅に向かわないための予防的対策へ転換する必要がある。

RDBはリストに載せるのが目標ではなく、種の個体数を回復させ、リストから削除させることを目標とすべきであり、絶滅要因を特定してそれを解消するためのアクションプランが必要。

RDB種を一律に扱うのではなく、「研究の進展により記載されたものと、生息状況の悪化により記載されたもの」「原生的自然に生息するものと二次的自然に生息するもの」など区別して扱うことが必要。

生物多様性の保全には、種を対象としたRDBの選定だけでなく、野生生物の重要な生息地域を選定していくことが必要。

野生生物の生息地としての重要地域の選定が必要。イギリスのSSSIのように希少種の重要生息地などを指定して、土地所有者が土地を改変する際には事前に行政機関に通知するというすそ野の広い指定制度も参考になる。

平地から丘陵地にかけての民有地が多い地域でRDB種をはじめ多くの野生生物が生息している地域においては、土地制度上の難しさがあるが、新たな保全法策の検討が必要。

渡り鳥の保全を考える際には、繁殖地、中継地、越冬地の全体を通して保全することが重要であり、海鳥は回遊域まで含めての保全が必要。渡り鳥のうち、水鳥の保全の取組はある程度進んでいるが、森林性の鳥類についてはデータが少なく、アジア各国でのモニタリング体制の整備が今後の課題。

鳥獣の個体群管理は個体数推定等の不確実性を踏まえつつ科学的に行うべき。今後さらに技術開発を進めることが必要。

個体群管理に当たっては、個体数・生息域の変化要因を明らかにした上で、人がコントロールできることとできないことを整理して管理計画を策定すべき。

鳥獣保護は農林水産業の枠組みに位置づけるのではなく、国民の共有財産としての位置づけが必要。

昆虫類など行動圏の小さい分類群の保護のためには、種がどれだけ集中しているかというホットスポットの把握とその環境条件・地域特性の分析が有効。

イヌワシは特定の営巣環境の確保、クマタカは生息実態の把握が緊急の課題。

猛禽類の保護には人工繁殖等の個体の保護、地元の協力による生息環境の保全、一般への啓発・教育が必要。

海棲哺乳類を含む海の野生生物も生物多様性保全の観点から保護の対象とする必要

がある。

海棲哺乳類については、科学的データに基づく保全の考え方を打ち出し、水産業にも反映させていくことが重要。

調査やモニタリングをボランティアに頼っている現状には限界がある。専門的な人材育成と業務が職業として成り立つような仕組みづくり(グリーンジョブ化)が必要。

日本は外来種に対して非常に無防備。外来種が持ち込む寄生生物や病原体が及ぼす影響も含めてこの問題を真剣に取り上げるべき。

野生生物の輸出入や国内の販売流通の監視体制を一層強化していく必要がある。

野生生物への環境ホルモンの影響については、人への影響の予兆という捉え方から脱却して生態系への影響を直接把握するという視点が必要。

-----  
RDB種全体の種数に対して、国内希少野生動植物種の数には2%に過ぎないことから、今後は絶滅のおそれの高いものや捕獲採取等の危機に直面しているものを優先して取り上げ、国内希少種の計画的な指定を促進する。

絶滅を未然に回避する上からも、健全な生態系の保全を進めていくことが重要であるため、RDB種の集中する場所などを国立公園や自然環境保全地域等の制度を活用して保全するとともに、自然再生などの環境回復、事業配慮の定着等他省庁の施策とも組み合わせ、より効果的な種の保存に取り組むことが重要。

生活域周辺に生息するオオタカについては、きめ細かな対応方針の作成や総合的な保護対策を検討。

移入種は、「侵入の予防」「初期段階の撲滅」「定着した種の駆除管理」の3段階の対応を実施。水際規制等では各省協力が不可欠。

特定鳥獣保護管理計画制度は、管理目標設定の考え方等について実例を積み重ねて更に検討していく。モニタリング体制の整備も課題。

## 6) 自然の再生・修復

河川、農地、森林などの生態系の機能の健全性を回復するため、市民参加型の自然再生事業を環境省のイニシアティブにより各省と連携しつつ実施する必要がある。

21世紀は自然再生に向けた取組が重要。効果的な自然再生のために様々なレベルで生態系ネットワーク計画を策定することが有効。

日本でもヨーロッパのようなエコロジカルネットワークの考え方に基づいた地図ベースの保全・再生計画の策定を特定の地域からでも試みてはどうか。

エコロジカルネットワーク計画の策定は戦略的アセスの考え方にも通じる。

## 7) 環境学習

子供たちの自然観、生物観がかなり脆弱。里山など生活域周辺において、その保全に役立つような形で自然学習の場を設け、生活体験の中で自然とふれあうことのできる機会を提供すべき。

## 8) データ整備

基礎調査 30年の蓄積は世界的にみても評価できるが、政策や計画に活かすことを考え、見直すべき点は見直し新たな展開を図るべき。

第1回の環境寄与度調査のように、植生現存量、生産量など自然の定量的な側面をマクロに捉える調査を研究・技術の進展を活かして実施してみてもどうか。環境浄化、水源涵養、二酸化炭素固定など生態系機能の把握も必要。

例えば全国の1kmメッシュ毎に生物の生息状況等をモニタリングする観測ポイントを国と自治体の連携、NPOとの協力により設定するなど、質の高いデータを恒常的に収集する新たな展開が必要。

種の保全計画策定のためには、分布情報だけでなく生息に必要な環境条件など生態に関する情報整備も必要。

アセスによる地域的な詳細データを、基礎調査のデータと連携して活用できるような仕組みを設けるべき。

国レベルで整備すべきデータと地方レベルで整備すべきデータの仕分けをして、地方を巻き込んでいくことが必要。

生物多様性の観点から重要な地域では定期的なモニタリングの体制を作る必要がある。開発後の事後モニタリングも重要。

---

基礎調査では、未知な部分の多い自然環境に対して科学的・客観的なアプローチを貫徹してデータを集める面と、当面する自然保護問題に対処するためにあらかじめ評価を意図して目的意識的にデータを集めるという面の2つの性格がある。

地球温暖化やバイオマス資源の活用などの観点から、動植物の量的把握に係る調査を行う必要がある。

生物の生息地や水質浄化等の機能を有する浅海域については、これまで物理的な改変状況や干潟・藻場の把握等の面的な情報の把握に努めてきたが、今後は生物相や生息環境を含めた生態系の構造や機能に踏み込んで重点的に調査する必要がある。近年の地方自治体や関係省庁の基礎的調査の成果を踏まえ、今後はその成果を共有し相互利用を図るなど、連携を前提としながら調査を進める必要がある。

## 9) 国際協力

日本はアジア圏の自然情報の収集・発信の拠点としての役割を果たすべき。

鳥類は渡りをするという特性から、他の分類群にも増して国際的視野での保護の取組が必要。国際的なモニタリングの実施など国境を越えた情報の整備が重要。

日本がアジア地域での生物多様性の保全、利用のモデルを作るのであれば、資源の輸入を含めた議論は欠かせない。

---

日本の地域制国立公園制度は、土地利用が稠密な地域の自然環境保全手法として有効な制度であり、アジア地域においてモデル的役割を果たし得る。

## 10) 役割分担

生物多様性の保全は本質的には日常的に関わる地域・住民が主体となるべき。その際、科学的な根拠をつくるのが専門家の役割であり、全体の総括的な役割を国が担うべき。地方の地域計画と生物多様性の保全をどうリンクさせるかが課題。

## 5. その他

必要な施策を環境省が全部取り込んでしまうのではなく、関係府省がそれぞれできることを効果的に実施してもらい、全体の連携・共同化を図ることが特に重要。

---

戦略具体化の手段として、戦略の中に分野別の行動計画策定や各省の生物多様性に関する基本方針を位置づけること等を検討する。

## 生物多様性国家戦略懇談会資料一覧

### 第 1 回：生物多様性をめぐる内外の動向等

- 資料 1 生物多様性国家戦略懇談会について
- 資料 2 「生物多様性」10年史
- 資料 3 社会経済指標の推移
- 資料 4 生物多様性条約について
- 資料 5 生物多様性国家戦略の概要
- 資料 6 新環境基本計画の概要
- 資料 7 国家戦略での生物多様性の現状記述
- 資料 8 懇談会における検討テーマ（案）
- 参考資料 自然環境行政の現状

### 第 2 回：国立公園と野生生物等

- 資料 1 国立・国定公園と国設鳥獣保護区の全国配置
- 資料 2 保護地域制度の概要と指定等の状況
  - 2 - 1 自然環境保全にかかる地域指定制度の概要
  - 2 - 2 自然公園制度の概要と指定等の状況
  - 2 - 3 鳥獣保護区制度の概要と設定等の状況
  - 2 - 4 国立・国定公園と鳥獣保護区等との重複状況
  - 2 - 5 自然環境保全関係の国際条約の概要
  - 2 - 6 地方分権に伴う法改正の概要
- 資料 3 国立・国定公園の配置特性と自然環境特性
  - 3 - 1 国立・国定公園の国土レベルからみた配置特性
  - 3 - 2 植生からみた国立・国定公園
  - 3 - 3 特定動物の分布状況と国立・国定公園
- 資料 4 全国自然保護問題事例マップ
- 資料 5 日光国立公園の概要と栃木県における「社会的位置」
  - 5 - 1 日光国立公園概要図
  - 5 - 2 日光国立公園の沿革と概要
  - 5 - 3 日光国立公園の社会経済的特性と観光利用分析
  - 5 - 4 日光国立公園における施設整備状況
- 資料 6 日光国立公園の栃木県における「自然的位置」
  - 6 - 1 植生からみた日光国立公園
  - 6 - 2 特定動物の分布状況と日光国立公園、鳥獣保護区

## 第3回：全国的な自然環境データの整備 / 二次林・里山の保全

### 資料1 全国的な自然環境データの整備

- 1 - 1 自然環境保全基礎調査について
  - 1 - 1 - 1 自然環境保全基礎調査の目的
  - 1 - 1 - 2 自然環境保全基礎調査の概要と傾向
  - 1 - 1 - 3 自然環境保全基礎調査の成果一覧
- 1 - 2 自然環境保全基礎調査成果事例
- 1 - 3 自然環境保全基礎調査関連新聞記事
- 1 - 4 その他関連調査について
  - 1 - 4 - 1 シギ・チドリ類定点調査の概要
  - 1 - 4 - 2 鳥獣関係統計の概要
  - 1 - 4 - 3 自然環境に関する他省庁調査事例
  - 1 - 4 - 4 自然環境に関する各国調査事例

### 資料2 二次林・里山についての分析

- 2 - 1 二次林の分布状況と立地特性
- 2 - 2 里山活動フィールドについて
- 2 - 3 里山における問題について

### 参考資料

- 参考資料1 自然環境保全基礎調査GISデータ等
- 参考資料2 地方公共団体等による先進的な自然環境調査事例
- 参考資料3 二次林と保護地域等との関係

## 第4回：NGOとの意見交換会

- 資料1 (財)日本自然保護協会 発表者：吉田正人 氏
- 資料2 (財)日本野鳥の会 発表者：金井 裕 氏
- 資料3 (財)日本生態系協会 発表者：青木 進 氏
- 資料4 (財)WWF ジャパン 発表者：草刈 秀紀 氏

## 第5回：野生生物保護の現状と課題

### 資料 日本野生生物の現状

- 1 - 1 日本の生物相の特徴(哺乳類を例として)
- 1 - 2 野生生物に関する制度等の概略史
- 1 - 3 1 日本の野生生物の既知種数と動植物分布調査対象種数
- 1 - 3 2 野生生物の生息状況に関する継続的データ
- 1 - 4 1 主な哺乳類・鳥類の捕獲数の推移
- 1 - 4 - 2 特徴的な種の捕獲数等の推移(沓、ウサギ、クマ、カワ)
- 1 - 5 - 1 動物RDB種の分布状況

- 1 - 5 - 2 植物 R D B 種の分布状況
- 1 - 5 - 3 地形・植生と R D B 種の分布状況（富士川・天竜川流域）
- 資料 野生生物保護の制度
  - 2 - 1 哺乳類・鳥類の保護制度での指定等の状況
  - 2 - 2 1 絶滅のおそれのある野生生物の保存施策の概要
  - 2 - 2 - 2 我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数等
  - 2 - 2 - 3 国内希少種の生息地等保護区と保護増殖事業
  - 2 - 2 - 4 鳥獣保護施策の概要
  - 2 - 2 - 5 狩猟鳥獣の変遷
  - 2 - 2 - 6 狩猟の「場」について
  - 2 - 2 - 7 野生生物関係の国際条約
- 資料 野生生物保護の課題
  - 3 - 1 1 エゾシカ保護管理計画の概要
  - 3 - 1 - 2 エゾシカ分布状況の変化等
  - 3 - 2 狩猟者数の推移
  - 3 - 3 1 日本におけるイヌワシの分布
  - 3 - 3 - 2 オオタカの繁殖確認場所の都道府県別分布
  - 3 - 4 移入種の影響・移入経緯

## 第 6 回：自然保護分野の国際協力 / 懇談会論点の整理

- 資料 生物多様性からみた東アジア
  - 1 - 1 日本及び東アジアの植生
  - 1 - 2 日本列島周辺の地史と動物相の関わり
  - 1 - 3 東アジア各国の動植物種数
- 資料 自然環境保全分野の国際協力
  - 2 - 1 自然環境保全分野の国際協力に係わる概略年表
  - 2 - 2 自然環境保全分野の国際協力の概要
  - 2 - 3 国際条約、国際機関等の概要
  - 2 - 4 日本の政府開発援助（ODA）
  - 2 - 5 国際協力事業団（JICA）を通じた国際協力
  - 2 - 6 地球環境研究総合推進費と環境NGOによる活動等
- 資料 懇談会発言の整理
  - 3 - 1 生物多様性国家戦略懇談会の経緯
  - 3 - 2 これまでの懇談会発言の整理
- 参考資料
  - 参考資料 1 生物多様性条約について
  - 参考資料 2 生物多様性国家戦略の概要
  - 参考資料 3 懇談会発言の概要
  - 参考資料 4 生物多様性国家戦略懇談会資料一覧